ポスト・コミュニタリアニズムの展開 — 「リベラル・コミュニタリアン論争 | 以後の位相—

坂 口 緑

1 問題関心の所在

20世紀後半、主に英語圏で生成してきたコ ミュニタリアニズム研究は、リベラリズムと並 んで、現代の規範理論研究の一つの潮流をなし てきた。1980年代~1990年代にかけて発表され た、アラスデア・マッキンタイア、チャールズ・ テイラー、マイケル・ウォルツァー、マイケル・ サンデルらの論考は、リベラリズムの泰斗ジョ ン・ロールズの『正議論』(1971)や『政治的リ ベラリズム』(1993)をめぐり、政治学における 方法論的疑念や存在論的議論を提起し、新しい 視角を提示してきた。たしかに、コミュニタリ アニズムに与すると言われる論者たちは、共同 で何らかの単一のグランドセオリーを提唱した わけではない。しかしそれにもかかわらず、コ ミュニタリアニズムは、20世紀から21世紀にか けて、次のような点について、マルクス主義に 代わる左派政治思想の一つの現実的なかたちを 提示してきた。第一に政治における道徳性に関 する議論を読み直す方法論的視点を提示したこ と、第二に、自然や自己に関する存在論的ある いは形而上学的疑義を提起したこと、第三に、 コミュニティの価値に関する規範的な問題を提 起したことである。

21世紀になり、グローバリゼーションと社会 変動の深化が、政治学の扱うテーマにも大きな 影響を与えている。討議的デモクラシー、共和 主義、自己論、多文化主義、政治と宗教の関係

についての再考、政治倫理、新しい市民社会論、 ポスト国民国家論、平等論、戦争論など、個人 と集団、社会と国家を扱うこれらの領域への注 目は、1980年代から継続しているリベラル・コ ミュニタリアン論争のインパクトなしに、また、 豊饒な道徳哲学・宗教理論を発展させたコミュ ニタリアニズムの展開なしに、説明することは できない(Mulhall & Swift 1996=2007)。実際 に、正議論から功利主義、功利主義から熟議民 主主義論へと研究のトレンドが移りゆくなか で、政治思想分野においてコミュニタリアニズ ムは、ひとつの明示的・非明示的な思想的視座 になってきた。日本語圏でも倫理学、法学、経 済学、教育学、生命倫理、社会福祉学等への展 開が見られる(小林・菊池 2012)。 英語圏やド イツ語圏でもヨーロッパを中心に、コミュニタ リアニズムとコスモポリタニズムとを対立的に 捉え、社会政策への応用可能性を問う論争が継 続している(Bellamy & Castiglione, 2013)。

このような過程において、コミュニタリアニズムを再度、検討する傾向も見られるようになった。日本語圏では、あえて「終わった論争」としてリベラル・コミュニタリアン論争を解説する論考(字野 2013)、社会的紐帯と政治の関係を再考する論考(今田 2010)などが発表されたが、いずれも新しい読者に対して過去の論争を紹介するという比重が大きく、近年の学問的成果や現代的課題の検討は回避されている。

それに対し、英語圏では、人権を現代社会の観点から再考する際の素材としてコミュニタリアニズムが提起した自律(autonomy)かアイデンティティ(identity)かを論じる論考や(McCrudden 2008)、移民政策の観点から善の優先と普遍主義が両立可能かをさぐる論文などが発表されている(例えばEtzioni 2014)。また、近年は韓国においても、リベラル・コミュニタリアン論争を冷静に位置付け直す論考も発表されている(Han Sang-Jin 2007)。自由、平等、連帯といった政治思想の基本概念に対し、どのような観点からコミュニタリアニズムが貢献可能かについて、21世紀の世界に適合する思想的応用の検討が必要となる。

本論文では、2000年以降のコミュニタリアニズム研究の動向を、次の2点に着目して追いかける。第一に、20世紀後半のリベラル・コミュニタリアン論争が21世紀になりどのように変調したのか、第二に、現代に継承されている論争後のコミュニタリアニズム(ポスト・コミュニタリアニズム)の論点は何なのか、である。以下では、近年の論考を中心に考察を進めたい。

2 リベラル・コミュニタリアン論争とは何 だったのか

リベラル・コミュニタリアン論争は、1980年代後半から1990年代のあいだに熱心に議論された政治哲学をめぐる論争である。1971年に刊行されたジョン・ロールズの『正議論』(Rawls 1971=2011)は、功利主義批判を契機に公正さと権利についての政治哲学の議論を復権させた代表的な著作であるが、その解釈をめぐり当時の英語圏で政治思想の復興が見られた。1977年に刊行されたロバート・ノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』(Nozick 1977=1992)は、リバタリアニズムを明確に打ち出した一冊だった一方、1982年に刊行された若き

サンデルの『自由主義と正義の限界』(Sandel 1982=1996)は、ロールズ批判が中心となる論争を喚起した一冊だった。他にも、チャールズ・テイラー、アラスデア・マッキンタイア、マイケル・ウォルツァーら政治哲学者たちがそれぞれの見地からロールズ批判をおこなった。

このときの論点は何だったのか。ひとことでまとめると、サンデルが明らかにしたように、ロールズの『正議論』が拠って立つ仮想的仮説が、「負荷なき自我」を前提としている以上、政治の場面では、正義の優位性が必ずしも優先されないという1点に尽きるだろう。サンデルのロールズ批判は、第一に、ロールズの政治理論は、人格の本性に関するある特定の構想を前提としているし、第二に、そのような人格が展開されるには、政治的共同体で是認される特定の善を前提としており、本人が主張するほど中立的ではない、というものである(M Mulhall & Swift 1996=2007: 49-51)。

これに対し、サンデルらコミュニタリアンの 思想家たちの応答は、政治共同体における善の 優位であった。それは複数の共同体への愛着から生じうるという立場(サンデル)、あるいは任意の共同体の実践や伝統といった社会的文脈に依存するという立場(マッキンタイア)、善を構成する質的なフレームワークは、その人が属する言語共同体から生じるという立場(テイラー)、社会正義は当該社会の財の分配の原理を確立しないと意味がなく、社会正義の構想もそれぞれの共同体に根ざして解釈されるとする立場(ウォルツァー)、などが提示された。

このような対立を含む論争について、その後、どのような評価がなされてきたのか。例えば、政治学者の宇野重規は、「リベラル・コミュニタリアン論争再訪」という論文のなかで、ロールズがコミュニタリアンの批判に応えて、1993年に『政治的リベラリズム』を刊行し、ロール

ズ自身が拠って立つのは「西欧などの近代民主主義社会において共有されてきた『背景文化』、さらには『重なり合う合意』であるとしたのは、ロールズにすれば大きな譲歩であったといえるかもしれない」と記している(字野 2013:106)。そしてサンデルのその後の批判(Sandel 1998=2010)を勘案しても、ロールズが求めたのは「誰もが同意できる正義の原則」であって、サンデルのアメリカ史を踏まえたロールズ批判はあまり当たらない。そうではなく、ロールズが追求したのは「神の力を借りることなく、デモクラシーが自らを制御すること」ではないのか、という解釈を示し、ロールズの構想の意義を肯定する(字野 2013:105-107)。

また、リベラル・コミュニタリアン論争のわかりやすい解説本の筆者として知られるステファン・ムルホールとアダム・スウィフトは、2007年、第二版の日本語版が刊行された際に次のような序文を寄せている。

『リベラル・コミュニタリアン論争』の出 版以後に、なにかこの論争における重大な 展開はあったのかどうかとたずねられるこ とが時折ある。われわれの知るかぎり、そ のような展開はなにもない。それよりも むしろ、議論の焦点が変わってきたのであ る。アングロ-アメリカ圏の研究文献を読 むとき、コミュニタリアン的な思考に出く わすのは、現在ではナショナリズムや多文 化主義をめぐる実質的な争点の文脈におい てであることがもっぱらである。リベラル の側では、ロールズの「公共的理性」の観 念と、その観念が体現するような種類の中 立性の可能性(または不可能性)が、熱心 に議論され続けている。(Mulhall & Swift 1996=2007 : i-ii)

ムルホールとスウィフトによると、コミュニタリアン側の主張はとくに進展することなく、リベラル側も継続して中立性を議論しているという。ただし、同じ論点をめぐる議論であっても、文脈が変わったというのは重要な指摘である。たしかに、1980年代後半は、20世紀の政治学では、依然として体制選択論が重要だとされた。その意味ではリベラル・コミュニタリアン論争も、政治学的には資本主義か社会主義か、哲学的にはカントかへーゲルか(もしくはアリストテレスか)といった定型をはずれていない。しかし、背景となる現実社会は変化しており、1980年代当時、のちに「第三の道」と呼ばれる社会民主主義の変種が登場しつつあり、決定的には冷戦の終結が大きな影響を与えている。

2000年代以降、ムルホールとスウィフトが指摘するとおり、冷戦の終結を受け、ナショナリズムも多文化主義も、避けて通れない論点として浮上してきた。それに派生し、「西欧などの近代民主主義社会において共有されてきた『背景文化』」もまた、万能の原理ではないことが明らかになってきた。その意味で、リベラルの議論が中立性や方法論に進む一方で、コミュニタリアンの議論がより実践的な応用可能性を求めて展開するのも頷ける。次節では、ポスト・コミュニタリアニズムの議論がどのような展開を見せているのかを取り上げたい。

3 ポスト・コミュニタリアニズムの議論

ここではリベラル・コミュニタリアン論争時の議論と区別するため、2000年代以降、論争後に展開されているコミュニタリアニズムを応用した論考をポスト・コミュニタリアニズムと呼ぶ⁽¹⁾。ポスト・コミュニタリアニズムで見られる議論には、おおむね次のような2つの流れがある。第一に、多文化主義との社会的結束(social cohesion)の関係を読み解く思想として、コミュ

ニタリアニズムを応用する論考、第二に、コミュニタリアニズムを共和主義と読み替える論考である。以下では、2つの典型的な議論を取り上げたい。

(1) メーアとモドゥードの論考

イギリスの他文化主義的な社会的統合の あり方を考察する、メーアとモドゥード (Meer & Modood 2009: 473-497)は、「多文化 (multiculture) | と「コミュニタリアン的な多 文化主義」とを区別し、次のように説明する。 すなわち、前者は「消費に基づくライフスタイ ル上のアイデンティティーであって、「共存の 雰囲気を採用する」ポール・ギルロイに代表さ れる立場である(Gilrov 1987; 2004)。それに 対し後者は「民族的、宗教的、文化的アイデン ティティこそが、意味のある (meaningful) 気兼 ねしない(self-assured)統合をもたらす」とす るタリク・モドゥードに代表される立場である (Modood 2005; 2007)。ライフスタイルとして の多文化を支持する立場では、集団ではなく個 人主義的であることと、宗教的ではなく世俗的 であることが強調され、広く異文化に触れる雰 囲気が醸成されることの利点が強調される。そ れに対し、民族的、宗教的、文化的な集団のア イデンティティを重視するコミュニタリアン的 な立場は、政治的活動を重視する。そのため、 しばしば政治的すぎる、「人々を人種の箱に閉 じ込める」といった批判にさらされる(Meer & Modood 2009:486-487)。しかし、メーアとモ ドゥードは次のように応答する。

コミュニタリアン的なもしくは民族的・宗教的な多文化主義に対する批判として、「人種の箱」という考えや――本質主義や物象化といった非難――を持ち出すことで、民族的カテゴリが場と「境界(boundaries)」

の中での、あるいは両者の間で主体的な(それは客観的でも外的に規定されるだけではない)ポジショニングを反映しうるものだという点を見落としている。(Meer & Modood 2009:487)

メーアとモドゥードが指摘するのは、「人種の箱」がいくら社会的構築物だとしても批判者はそれがまるで未来永劫変化しないものとして静的にとらえており、その結果、それぞれの主体が複数の集団に所属しながら、多様な状況の前に集団的アイデンティティを変化させている現実を看過しているという点である。

例えば、メーアとモドゥードによると、英 国 イ ス ラ ム 評 議 会(the Muslim Council of Britain) は多文化主義について次のように表明 している。

英国イスラム評議会では…人々の文化的・信仰上のアイデンティティはただ単に私的な事柄ではなく、公的な意味をもつものと考えます。しかしこれが文化的分断主義を意味しているのではありません。英国イスラム評議会は共通善のために働くことを約束します(the MCB is committed to working for the common good)。(MCB 2007: 2, quoted in Meer & Modood 2009: 488)

このように、イギリス政府が提案する統合を前提とする「イギリスらしさ(Britishness)」ではなく(島田 2017:43-68)、集団のアイデンティティを保持しながらも「共通善」を目指すという立場をとることができるという点で、メーアとモドゥードの議論はコミュニタリアン的な多文化主義の可能性を示している。

(2) バングらの論考

ロールズの『政治的リベラリズム』を受け て著されたサンデルの『民主政の不満』(Sandel 1996=2010)は、人為的な実験国アメリカが、 2つの公共哲学、すなわちリベラリズムと共和 主義を動かすことによって政治を営んできた ことを明らかにした。サンデルによるとリベ ラリズムとは、自由を個人の選択の自由と理解 し、正を善に対して優先し、政府の中立性を重 視する立場であり、共和主義とは、自由を自己 統治と理解し、共通善を重視し、市民の徳の 育成を政府の役割と見なす立場である(Sandel 1996=2000)。この2つの型を現代社会に当て はめ、現代的リベラリズムと現代的共和主義の 思想的源泉として、コミュニタリアニズムを 活用しているのが、バングらのアメリカとデン マークに関する議論である(Bang et. al 2000)。

バングらは、サンデルが持ち込んだ「相 対的にマイルドな集合行為を支持する議 論(relatively mild argument for collective action)」は、移民流入による多様な文化的相 違や、個人に対する強制力を等閑視していると いう点で、支持を得ていないと解説する(Bang et al. 2000:371-372)。とりわけ、共和主義の 特徴をなす、徳ある市民の育成について、熱心 にコミュニタリアン的価値を普及させようとし てきた、社会学者のアミタイ・エッチオーニ (Etzioni 1998)にせよ、エッチオーニと連携し てきたベンジャミン・バーバー(Barber 1998) にせよ、その役割を政府に任せようという議論 はなく、ただ徳ある市民の育成が重要であると 指摘するのみである。エッチオーニは政府では なく、家庭教育とコミュニティを通じた実践を 通して、また、その意味を積極的に支持するバー バーでさえも、政府ではなく、非営利セクター と非市場セクターに期待するなど、両者ともに 古典的な共和主義の規定からは外れる(Bang et al. 2000:373-375)。この意味で、バングらは、現代アメリカ社会の政治文化は古典的リベラリズム、あるいは個人主義的な政治文化を表現していると見る。

これに対して、バング自身の出身国であるデ ンマークは、アメリカよりもずっと「コミュニ タリアン的」であるという。その理由は、ロー カルな政治に関わる仕組みが張り巡らされて いるからである。例えば、保育園や学校、放 課後施設、高齢者施設等には、かならず使用 者による理事会(user board)と評議員による理 事会(council)の両者がおかれており、前者で 日々の調整を、後者で市区町村との調整を行 う。ただし、決定権は前者にあり、評議員に よる理事会は大きな権限をもっていない(Bang et al. 2000:380)。使用者による理事会と評議 員による理事会の制度については、デンマーク の政治学者たちの見解を二分しているが②、こ こでの経験が「日常を支える人(the Everyday Maker)」という政治的アイデンティティを産 み出し、パートタイムで制度化された政治制度 に協力的に関わる人々を再生産している(Bang & Sørensen 1999)。あるいは、バングらが観 察した人口800人のヒルケ村(Hylke)に、10年 以上前から存在する自然発生的なよろず相談評 議会(Hilke Village Council)は、行政の支援も なにもない村の寄り合いであるものの、予算が ないため、結果的に外部資金を獲得しながら必 要な設備を整えるなど、住民の声を反映させる 「政治」が実践されている(Bang et al. 2000: 381-383)。このような人々の態度はデンマーク の余暇文化にも大きく関わっており、非営利セ クターによるボランティア活動の活発化、非 営利組織の運営への参加にも反映されている (Gundelach & Torpe 1997)。そして、それは 結果的に、バーバーが期待するような共和主義 的政治参加を実現しているという(Bang et al. $2000:382)_{\circ}$

バングらは、このようなデンマークの政治文 化を次のように説明する。

デンマークの共和主義は自律的な個人と抑圧的な政治権力をめぐる軸で展開されるタイプのものではない。デンマークの伝統においては、政治権力は否定的ではなく肯定的なものと捉えられ、上からの抑圧に対する集合的脅威となりうるような、下からの自己統治および共同統治(co-governance)を拡大するものなのである。(Bang et al. 2000: 384)

このように、共和主義を集合的で強制を伴う 思想とみるのか、草の根民主主義を支える徳あ る市民を育成するものなのかは、実際には現実 社会での判断に委ねられるのだろう。とはいえ、 バングらの議論を見ると、コミュニタリアニズ ムの思想が、デンマークの社会に見られるよう な現代的な共和主義を説明可能にしていること がわかる。

4 結論

リベラル・コミュニタリアン論争後の展開について、コミュニタリアニズムの思想がどのように継承されているのかという観点から、ポスト・コミュニタリアニズムの思想を概観した。前節で見たとおり、一方では、周縁的価値を包摂する論理として、多文化主義を共通善から見直す手がかりとして、他方では、自己統治および共同統治を拡大する共和主義を日常から実現する足がかりとして、コミュニタリアニズムが応用されていることがわかった。たしかに、移民や難民とともに築く新しい社会のあり方も、ポピュリズムになびかない草の根の政治参加も、21世紀社会の重要課題である。多文化主義

も共和主義もこの点から更新される必要がある。集団のアイデンティティあるいは徳ある市民の育成といった論点は、いずれもロールズのリベラリズムからだけでは焦点化されえなかった価値であり、コミュニタリアニズム思想が現代に継承される意味を表している。

ただし、どちらの流れにせよ、コミュニタリ アニズム思想が国家をどのように規定するのか は、依然として論争的なまま残されている。そ してこの問題は、ムルホールとスウィフトは強 くは指摘していないものの、リベラル・コミュ ニタリアン論争中、コミュニタリアニズムの論 者たちに繰り返し投げかけられた批判の繰り返 しでもある。キムリッカが指摘するとおり、多 文化主義は新自由主義(もしくはギルロイ流の ライフスタイルとしての多文化主義)に転じや すく、草の根の政治参加は「福祉ショーヴィズ ム」に転じやすい(Kymlicka 2015)。コミュニ タリアニズムは、国家というコミュニティを権 威なきものとして描き続けられるのか、それと も、国家というコミュニティを既成秩序として 飼い慣らすことができるのか。事例研究におい て、今後も引き続き注意すべき論点である。

【注】

- (1) 英語圏では1990年代後半以降、顕著になった 新自由主義を論じる文脈で、国家セクターに よる非営利セクターの「動員」を批判的に捉 える際に、「ネオ・コミュニタリアニズム」と 称する場合も見られる(例えばFyfe 2005)。
- (2) 日本語では「ユーザー・デモクラシー」と命名された(朝野・生田・西・原田・福島 2005)。 バングらによると、この制度こそがより広い政治参加を可能にしていると評価する立場と、個々の施設にまで利害団体の主張が持ち込まれると批判する立場の両者が拮抗している(Bang et al. 2000: 380)。

【参考文献】

朝野賢司·生田京子·西英子·原田亜紀子·福島容子、

- 2005, 『デンマークのユーザー・デモクラシー』 新評論
- Bang, Henrik P., Sørensen, Eva, 1999, The Everyday Maker: A New Challenge to Democratic Governance, Administrative Theory & Praxis, Vol.21, No.3, pp.325-341.
- Bang, Henrik P., Box, Richard C., Hansen, Anders Peter, Neufeld, Jon Jay, 2000, The State and the Citizen: Communitarianism in the United States and Denmark, Administrative Theory & Praxis, Vol.22, No.2, pp.369-390.
- Barber, Benjamin R., 1998, A Place for Us, Hill and Wang(=山口晃訳『〈私たち〉の場所』慶応大学出版会2007年)
- Bellamy, Richard, Castiglione, Dario 2013, The Normative Challenge of a European Polity: Cosmopolitan and Communitarian Models Compared, Criticised and Combined, in: Andreas Føllesdal & Peter Koslowski eds., Democracy and the European Union, Springer, pp. 254-284.
- Etzioni, Amitai, 1998, The Essential Communitarian Reader, Rowman & Littlefield Publishers
- ——, 2014, Communitarianism revisited, Journal of Political Ideologies, Vol.19, No.3, pp.241-260.
- Fyfe, Nicholas R., 2005, Making Space for "Neo-Communitarianism"? The Third Sector, State and Civil Society in the UK., Antipode, Vol. 37, No. 3, pp.536-557.
- Gilroy, Paul, 1987, There Ain't No Black in the Union Jack...The Cultural Politics of Race and Nation, Hutchinson
- ——, 2004, After Empire: Multicultural or Postcolonial Melancholia?, Routledge
- Gundelach, Peter, Torpe, Lars, 1997, Social Reflexivity, Democracy and New Type of Citizen Involvement in Denmark, Jan W.van Deth ed., Private Groups and Public Life, Routledge, pp.48-63.
- Han Sang-Jin, 2007, Paradoxical Modernity and the Quest for a Neo-Communitarian Alternative, Development and Society, Volume 36, Numberl,pp.103-128.
- 今田高俊, 2010,「リベラル・コミュニタリアン論争 を超えて」『社会学史研究』第32号3-14頁

- Kymlicka, William, 2015, Solidarity in Diverse Societies: Beyond Neoliberal Multiculturalism and Welfare Chauvinism, Comparative Migration Studies, Vol.3, pp.1-17.
- 小林正弥・菊池理夫, 2012, 『コミュニタリアニズムのフロンティア』 勁草書房
- McCrudden, Christopher, 2008, Human Dignity and Judicial Interpretation of Human Rights, European Journal of International Law, pp.655-724.
- Meer, Nasar, Modood, Tariq, 2009, The Multicultural State We're In: Muslims, 'Multicultural' and the 'Civic-Re-balancing' of British Multiculturalism, Political Studies, Vol.57, pp.273-297
- Modood, Tariq, 2005, Multicultural Politics: Racism, Ethnicity and Muslims in Britain, Edinburgh University Press
- ——, 2007, Multiculturalism, A Civic Idea, Polity Press
- Mulhall, Stephen, Swift, Adam, 1996, Liberals and Communitarians 2nd Edition, Blackwell(=谷澤正嗣・飯島昇蔵訳『リベラル・コミュニタリアン論争』勁草書房2007年)
- Nozick, Robert, 1977, Anarchy, State, and Utopia, Basic Books(=島津格訳『アナーキー・国家・ ユートピア』木鐸社1992年)
- Rawls, John, 1971, The Theory of Justice, Harvard University Press(=川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正議論改訂版』紀伊國屋書店2011年)
- ——, 1993, Political Liberalism, Columbia University Press
- 島田幸典, 2017,「現代イギリスにおける移民の〈包 摂〉」新川敏光編『国民再統合の政治』ナカニ シヤ書店43-68頁
- Sandel, Michael, 1982, Liberalism and the Limits of Justice, Cambridge University Press(=菊池理夫訳『自由主義と正義の限界』三嶺書房1992年)
- ------, 1996, Democracy's Discontent, Harvard University Press(=金原恭子・小林正弥訳『民 主政の不満』勁草書房2010年)
- 宇野重規, 2013,「リベラル・コミュニタリアン論争 再訪」『社会科学研究』第64巻第2号89-108頁

研究所年報 48 号 2018年3月(明治学院大学社会学部付属研究所)

【付記】

本研究は2016年度社会学部付属研究所一般プロジェクトおよび科研費 JP15K04321とJP16K03532 の助成を受けたものである。